

損害保険勧誘方針

1. 保険商品の販売に際して、各種法令等を遵守し、適正な販売等に努めます。

- 保険業法、金融サービスの提供に関する法律、消費者契約法およびその他各種法令等を遵守し、適正な保険販売を心掛けます。
- お客さまに商品内容を正しくご理解いただけるよう説明内容や説明方法を創意工夫し、適正な販売・勧誘活動を行って参ります。
- ご契約に際しましては、所定の「重要事項」を説明いたします。

2. お客さまの保険に関する知識、経験、財産状況および契約を締結する目的等を総合的に勘案し、お客さまのご意向と実情に応じた保険商品の販売等に努めます。

- 保険販売等においては、リスクコンサルティングを実践しお客さまのご意向と実情に沿った適切な商品設計、販売・勧誘活動を行って参ります。
- お客さまに関する情報につきましては、適正な取扱を行い、お客さまの権利利益の保護に配慮して参ります。

3. お客さまへの商品説明等については、販売・勧誘形態に応じて、お客さま本位の方法等の創意工夫に努めます。

- お客さまと直接対面しない保険販売を行う場合においては、説明方法等に工夫を凝らし、より多くのお客さまにご理解いただけるよう常に努力して参ります。
- 保険商品の説明やご契約にあたっては、お客さまの立場にたつて、場所や時間帯について十分に配慮して参ります。

4. 保険金の不正取得を防止する観点から、適切な保険販売を行うよう常に努力して参ります。

5. お客さまの様々なご意見等の収集に努め、それを保険販売に十分に反映させていただき、お客さまの満足度を高めるよう努めます。

信頼される安心を、社会へ。

SECOM
セコム高知株式会社